

海外派遣選手等支援費交付要項

1 目的

優れた競技力を有し、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会で活躍が期待される選手、指導者等が、中央競技団体から派遣される国際競技大会（原則、アジア大会以上）に参加する際の活動を支援することで、選手の競技力や実践力、指導者等の指導力や技術力等の向上を図る。

2 対象者等

- (1) 優れた競技力を有し、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会で活躍が期待される選手、指導者、審判員等が、中央競技団体から派遣される国際競技大会に参加する場合（国内選考を経て日本代表として選出された者）に、3の支援費を支給する。
- (2) 中央競技団体が派遣する国際競技大会の規模は、原則、アジア大会以上とし、フリーエントリーの大会、交流、親善目的の大会及び参加国が少ない大会は対象としない。

3 支援費

活動状況及び実績を考慮して、年度間1回、原則、50,000円以内とする。

4 対象者の決定

関係競技団体の推薦に基づき強化・育成委員会で承認を得る。

5 事務手続き

申請 関係加盟団体は指定の期日までに本会へ申請書を提出する。



審議、決定 申請書に基づき強化・育成委員会で審議、決定する。



支給申請 関係加盟団体は本会へ支援費支給申請書を提出する。



支給 本会から関係加盟団体に支給決定を通知する。
同時に本会から関係加盟団体の口座に支援費を振り込む。



大会参加



事業実施報告 関係加盟団体は事業終了後2週間以内に本会へ報告する。

6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年11月7日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正